

入札及び契約に係る手続きにおける押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続きにおいて、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 押印の省略が可能な書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) その他入札及び契約に係る手続きにおいて事業者から提出いただく書類のうち、入札説明書等で指定する書類（例：競争参加資格確認申請書 等）

2. 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

<本件に関する連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構 総務課

電話：092-472-4591

以 上